

5 環境保全措置の概要

(1) 運搬に際し講ずる措置

・水銀使用製品産業廃棄物(○○)は△△という運搬方法を取り、破砕することのないよう、かつ、その他の物と混合するおそれのないように運搬する。

- ・水銀使用製品産業廃棄物は破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずる必要があります。
- ・上記○○には具体的な製品名、△△には使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。

・水銀含有ばいじん等は△△という運搬方法を取り、運搬容器等から漏れることのないよう、また、高温にさらされないために必要な措置を講じ運搬する。

- ・水銀含有ばいじん等は当該廃棄物に含まれる水銀が金属水銀の場合、蓋つきの容器に入れるなど運搬中に揮発した水銀が運搬容器等から漏れることのないような措置を検討し、また、高温にさらされないために必要な措置を講じてください。
- ・上記△△には使用する容器や具体的な運搬方法について記載してください。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

積替え・保管を行わない場合⇒該当なし

積替え・保管を行う場合⇒「別記様式 1 0 - 1 のとおり」と記載してください。

(3) その他